

うるま市告示 142 号

うるま市新規畑人資金支援事業給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 17 日

うるま市長 中村 正人

うるま市新規畑人資金支援事業給付金支給要綱の一部を改正する告示

うるま市新規畑人資金支援事業給付金支給要綱（令和 4 年 11 月 1 日告示第 256 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（定義） 第 2 条 〔略〕 （1）～（4） 〔略〕 （5）<u>目標地図に位置付けられた者等</u> 国実施要綱別記 2 第 5 の 2（1）カ及び国緊急対策実施要綱別記 1 第 5 の 2（1）カに該当する者をいう。 （6） 〔略〕 （支給対象者の要件） 第 3 条 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、複数の青年就農者により農業法人を設立し、共同経営する場合で、経営開始後 3 年以上経過している農業者（当該農業者が国交付要綱別表Ⅰに掲げる「2 の①農業次世代人材投資事業」又は次条第 1 項の交付を受けている場合は、その 3 年度目を超えている農業者）が、当該農業法人の役員に 1 名でも存在するときは、当該農業法人の他の役員も支給対象外とする。 （支給額及び支給期間等）	（定義） 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 〔略〕 （5）<u>人・農地プランに位置づけられた者等</u> 国実施要綱別記 2 第 5 の 2（1）カ及び国緊急対策実施要綱別記 1 第 5 の 2（1）カに該当する者をいう。 （6） 〔略〕 （支給対象者の要件） 第 3 条 給付金の支給対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。 （1）～（3） 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、複数の青年就農者により農業法人を設立し、共同経営する場合で、経営開始後 3 年以上経過している農業者（当該農業者が国交付要綱別表Ⅰに掲げる「2 の①農業次世代人材投資事業」又は次条第 1 項の交付を受けている場合は、その 3 年度目を超えている農業者）が、当該農業法人の役員に 1 名でも存在するときは、<u>当該経営開始後 3 年以上経過している農業者及び当該農業法人の他の役員は支給対象としない。</u> （支給額及び支給期間等）

第4条 給付金の支給額は、<u>交付期間1月につき1人あたり13万7,500円（1年につき最大165万円）とする。ただし、交付対象者が令和7年度以前に農業経営を開始している場合、令和7年度以前の農業経営に係る交付金額については、1月につき1人あたり12万5,000円とする。また、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。</u> 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 夫婦共に、<u>目標地図に位置付けられた者等</u>となること。 (計画等の作成及び承認申請) 3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該複数の青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが<u>目標地図に位置付けられた者等</u>に限る。）に支給期間1年につきそれぞれ第1項に規定する額を支給する。 4 [略]	第4条 給付金の支給額は、<u>支給期間1月につき農業者1人当たり12万5,000円（1年につき最大150万円）とし、支給期間は3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。</u> 2 夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる各号のすべてを満たす場合は、支給期間1年につき夫婦合わせて前項に規定する額に1.5を乗じた額を支給する。 (1)～(2) [略] (3) 夫婦共に、<u>人・農地プランに位置付けられた者等</u>となること。 (計画等の作成及び承認申請) 3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該複数の青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが<u>人・農地プランに位置づけられた者等</u>に限る。）に支給期間1年につきそれぞれ第1項に規定する額を支給する。 4 [略]
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の[]の記載は注記である。	

様式第1号中「エ 健康保険被保険者証の写し」を「エ 健康保険資格確認証等の写し」に改める。

附 則

この告示は、令和8年8月17日から施行し、改正後のうるま市新規畑人資金支援事業給付金支給要綱の規定は、令和8年4月7日から適用する。